

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

所得税額の控除について



草間 典子〔足立〕

I. はじめに

所得税額の控除の規定は、法人税法第68条にあります。所得税額控除の制度は、内国法人が支払を受ける利子及び配当等に対して法人税が課された場合、利子及び配当等について源泉徴収される所得税との関係で同一課税主体による二重課税が生ずることから、これを排除する趣旨で設けられました。

今回は、所得税額の控除について争われた裁判を2件ご紹介いたします。

II. 収益事業以外の事業から生じた利子等に課された所得税

平30. 3. 22非公開判決
(棄却) F 0 - 2 - 802

<事案の概要>

社会貢献及び地域貢献を目的とした非営利型法人(法人税法第2条第9号の2)である請求人は、収益事業も行っていました。

そして、請求人は、収益事業に係る法人税の確定申告を行った後、収益事業以外の事業又はこれに属する資産から生じた利子及び配当等に課された所得税の額を法人税の額から控除すべきであるとして更正の請求をしたところ、原処分庁から、更正をすべき理由がない旨の通知処分を受けた事案です。

<審判所の判断>

1. 法令解釈について

所得税法第5条第3項及び第7条第1項第4号の規定によれば、内国法人は、国内において利子及び配当等の支払を受けるときは、これらについて課された所得税を納める義務を負うこととなる。そして、同法第212条第3項の規定によれば、当該利子及び配当等の支払の際、当該利子及び配当等について所得税が源泉徴収されることとなる。

また、法人税法第4条第1項及び第7条の規定によれば、内国法人である公益法人等については、収益事業を行う場合等に限り、同法により、法人税を納める義務があり、収益事業から生じた所得以外の所得については、各事業年度の所得に対する法人税が課され

ないこととなる。

所得税額控除の制度について定める法人税法第68条第1項は、内国法人が支払を受ける利子及び配当等に対し法人税が課された場合、当該利子及び配当等に係る所得税の額を当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除する旨規定している。

これに対し、同条第2項では、公益法人等の収益事業から生ずる所得以外の所得については、法人税が課されないものであり、その課されない所得について所得税が課されても、これを収益事業に係る所得に対する法人税の額から控除する理由はないことから、同条第1項の規定は、同項の所得税の額については、適用しない旨規定している。

これらの規定に照らすと、公益法人等の各事業年度の所得に対する法人税の額から控除する所得税の額は、法人税が課される所得について源泉徴収されたものに限られると解されるため、法人税が課されない利子及び配当等について所得税が源泉徴収された場合には、当該所得税の額は法人税の額から控除することはできず、その源泉徴収により課税関係が終了することとなると解される。

2. 本件への当てはめ

本件利子及び配当等は、収益事業から生じた所得以外の所得であって、法人税が課されないものであるから、本件利子及び配当等について源泉徴収された所得税の額は、法人税の額から控除することはできない。

3. 所得税の額が法人税の前払の考えに基づくものであるとする請求人の主張について

確かに、法人税が課される所得について所得税が源泉徴収された場合には、同一課税主体による二重課税が生ずることから、当該所得税の額は、実質的に法人税の前払の考えに基づくものとみることができるとはできる。

しかしながら、本件利子及び配当等のように法人税が課されない所得について所得税が源泉徴収された場合には、同一課税主体による二重課税が生ずる余地はないことから、当該所得税の額は、実質的にも法人税の前払の考えに基づくものとみることができない。

III. 配当の計算期間における月数について

平29. 1. 26公表判決
(棄却・一部取消し) J 106 - 2 - 04

<事案の概要>

請求人は、平成26年3月18日、請求人の代表者Bが同じく代表者を務めるJ社の発行済株式の全部である2万株を、B及びBの妻Fから合計9450万円で購入しました。

そしてJ社は、平成26年9月30日、請求人に対し、本件株式に係る配当として、所得税額及び復興特別所得税額を源泉徴収した後の金員を支払っています。

請求人は、平成26年11月期の所得金額の計算において、本件配当を受取配当等の益金不算入額として益金不算入とし、また、本件配当に係る所得税額及び復興特別所得税額を法人税額から控除される所得税額等として損金不算入と処理しました。

そして、受取配当に係る所得税額の全額を法人税額から控除して、法人税の確定申告をしたところ、原処分庁が、当該配当に係る元本を所有していた期間に対応するものとして計算される所得税額の計算に誤りがあるとして、法人税の各更正処分等を行った事案です。

原処分庁は、配当計算期間の月数は、平成25年6月1日から平成26年5月31日までの12か月であり、請求人が本件株式を取得したのは平成26年3月18日であるから、計算の基礎となった期間の月数のうち、請求人がその元本である本件株式を所有していた期間の月数は、同日から同年5月31日までの3か月間であるから、法人税法施行令第140条の2第2項により所有期間割合(3か月/12か月)を算定すると、0.250となることとなりました。

一方、請求人は、配当計算期間の月数は、平成26年6月1日からJ社の臨時株主総会で配当決議が行われた同年9月18日までの4か月であり、請求人がその元本である株式を所有していた期間の月数は、同年6月1日から同年9月18日までの4か月となるから、所有期間割合(4か月/4か月)は1.000

と主張していました。

<審判所の判断>

J社は、平成26年9月18日、臨時株主総会を開催し、同日現在の株主に対して、1株につき950円、効力発生日を同月30日とする中間配当を行う旨の決議を行った。J社は、設立以後本件配当を行うまで、配当を行ったことがなかった。

本件配当は、法人税法施行令第140条の2第2項に規定する判定対象配当等がその1年前の日以前に設立された法人からその設立の日以後最初に支払われる剰余金配当等である場合に該当すると認められ、本件配当の計算の基礎となった期間の初日は、本件配当の支払に係る基準日である平成26年9月18日の1年前の日の翌日の平成25年9月19日となる。

そして、同項の規定によれば本件配当の計算の基礎となった期間の月数は、同日から配当の基準日である平成26年9月18日までの12か月間となり、また、上記期間の月数のうち、請求人が本件株式を所有していた期間の月数は、株式を取得した日である平成26年3月18日から同年9月18日までの7か月間と認められる。

したがって、本件配当について、法人税法施行令第140条の2第2項により所有期間割合(7か月/12か月)を算定すると、審判所認定額のとおり0.584となる。

本件配当に係る所有期間割合は0.584であるから、これを前提に法人税額から控除される所得税額等の損金不算入額を計算すると、平成26年再更正処分の金額を下回るから、平成26年再更正処分はその一部を取り消すべきである。

IV. おわりに

TAINSでの「検索ワード」は「所得税額控除」です。

この検索ワードを使いますと、受取配当益金不算入の規定について争われた事案も検索することができます。

TAINSの入会に関するお問い合わせは、データベース事務局へ
TEL 03(5496)1195

会計事務所向けシステムなら

MJS

ミロク情報サービス

MJSのノウハウを集結した会計事務所向けERP「ACELINK NX-Pro」なら、事務所業務のデータを一元管理して会計事務所の経営効率化を支援します。



MJSイメージキャラクター 菊川 伶

会計事務所向けERPシステム

ACELINK NX-Pro

ACELINK NX-Pro 検索

顧問先向け業務パッケージ

MJSLINK NX-Plus

小規模事業者 中小企業

かんたんクラウド ACELINK NX-CE

企業規模に合わせたラインナップ

顧問先システムとのデータ連携へ

ACELINK NX-Proと顧問先システムのデータが連携することで、様々な経営分析機能により顧問先に向けた経営戦略支援を円滑に行う事ができます。

●ACELINK NX-Pro、MJSLINK NX-Plus、かんたんクラウド、ACELINK NX-CEは株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。



財務と経営システムのリーディングカンパニー
株式会社ミロク情報サービス
東証第一部上場(証券コード:9928)

